

令和5年度の運用状況を 公開します

総務課法務文書係 ☎ 34-2108

町では、情報公開制度と個人情報保護制度を実施しています。これらの制度の令和5年度の運用状況がまとまりましたのでお知らせします。

情報公開制度の運用状況

情報公開制度は、町民の皆さんの町政への参加と開かれた町政を推進するために、町が保有している行政情報（公文書）の開示を請求できる権利を保障するものです。（表1）

個人情報保護制度の運用状況

個人情報保護制度は、町が保有する個人情報を保護するとともに、皆さんの自己情報について開示や訂正など、個人の権利利益を保護するものです。（表2）

個人情報取扱事務の届出状況

個人情報保護制度を実施する町の機関（実施機関）が個人情報を取り扱う事務を行う場合は、その目的、対象者の範囲、記録項目、収集先などを明らかにし、町長へ届け出なければなりません。（表3）

総合公開窓口の利用案内

町役場2階の総合公開窓口では、情報公開・個人情報保護制度に関する相談や開示請求の受付などを行っています。また、町政に関する資料が自由に閲覧できます。



公文書の開示請求・申出の運用状況（表1）

	件数	実施機関	決定内容				取り下げ
			開示	部分開示	非開示	却下	
開示請求	26	町長部局	8	10	3	3	2
申出	20	教育委員会	9	11	0	0	0
合計	6	町長部局	4	1	0	0	1
合計	52		21	22	3	3	3

※開示請求の決定に対する審査請求はありませんでした。

個人情報の開示等請求の運用状況（表2）

	件数	実施機関	決定内容	
			開示	部分開示
開示請求	4	町長部局	4	0
合計	4		4	0

個人情報取扱事務の届出状況（表3）

実施機関	件数
○町長部局	319
町長公室	16
総務部	44
住民環境部	42
健康福祉部	131
産業建設部	84
会計課	2
○教育委員会	64
○選挙管理委員会	9
○公平委員会	3
○監査委員	2
○農業委員会	7
○固定資産評価審査委員会	2
○議会	3
合計	409

マイナンバーカード受付時間の延長と休日開庁

総合窓口課 ☎ 34-2087

マイナンバーカードの交付・申請・電子証明書更新手続きのため、受付時間の延長と休日開庁を行います。窓口の混雑状況によっては、お時間をいただくことがあります。

なお、上記以外の業務は行っていませんので、ご了承ください。

受付時間の延長 5月8日(水)・22日(水)、6月5日(水)

午後7時まで(交付の受付は午後6時30分まで)

休日開庁 5月12日(日)、6月9日(日) 午前10時～午後4時

窓口が混み合うことがありますので、
お時間に余裕をもってご来庁ください。

受取方法

受け取り方法など詳しくは、マイナンバーカードの交付準備が整い次第送付している交付通知書（ハガキ）または町ホームページをご覧ください。

税に関するお知らせ

5月の納付（普通徴収分）

納期限 **5月31日(金)**

- 種類 ● 固定資産税（第1期分、全期前納分）
● 軽自動車税（種別割）（全期分）

固定資産税・軽自動車税（種別割）は納付書に印字されているQRコードでも納付できます。

納付書に印刷されたQRコードをスマートフォンなどの内蔵カメラやQRコードリーダーで読み取り、QRコード対応スマホ決済アプリで決済してください。「地方税お支払サイト」でQRコードを読み取るか、eL番号（納付書番号）の入力でも納付できます。

※いずれも領収書は発行されませんので、領収書が必要な場合や納付後すぐに納税証明書が必要な場合はご注意ください。

納付方法やQRコード対応スマホ決済アプリについての詳細は「地方税お支払サイト」でご確認ください。



☎ 税務課収納・債権整理係
☎ 34-2111

地方税お支払サイト

自動車税種別割の納期限は5月31日(金)です

自動車税種別割は毎年4月1日現在の所有者（割賦販売などの場合は使用者）に課税されます。必ず納期限までに納付してください（納期限を過ぎると延滞金が加算されます）。

金融機関の窓口のほか、コンビニ、ペイジー、スマートフォン決済アプリ、地方税お支払サイトでも納付ができます。詳細は納税通知書に同封のチラシをご覧ください。

※住所を変更された人や県外ナンバーの自動車をお持ちの人は運輸支局ですみやかに変更登録の手続きをしてください。

※運輸支局での住所変更手続きが遅れているなどの理由により、自動車税種別割納税通知書が届いていない場合は県自動車税事務所自動車税第一課（☎ 0743-51-0081）へご連絡ください。

小型家電製品の無料収集（要予約）

環境管理課ゼロカーボンシティ推進係 ☎ 33-5003

実施日時・収集場所（雨天決行）

6月8日(土)午前9時～11時30分

田原本町浄化センター（黒田50-1）

※今年度から収集場所が変わります

申込期間（必ず申込が必要です）

5月13日(月)～6月3日(月)（土・日曜日を除く）

に環境管理課（☎ 33-5082）へ直接または電話で、当日持込される人の住所・氏名・連絡先と持参される家電製品の種類、持込希望時間をお伝えください。

対象（下記以外のものは収集できません）

町内に住所を有する人が、その住所において使用していた下記の家電製品

収集できるもの（1住所3点まで）…プリンター・空気清浄機・扇風機・炊飯器・電子レンジ・オーブントースター・電動ミシン・掃除機・食器洗浄機・ホットプレート・電気ストーブ（灯油を使用しないもの）
※電池・バッテリーがある場合は取り外し、有害ごみの日に出してください。（当日の回収はできません）

※コードは切断してお持ちください。

※プリンターのインクは、取り外してお持ちください。

持ち込み希望時間

①午前9時～9時30分 ②午前9時30分～10時

③午前10時～10時30分 ④午前10時30分～11時

⑤午前11時～11時30分

※各時間予定数に達し次第受付を終了します。

※当日、本人確認できるものを持参してください。（運転免許証・保険証など）

※家電の下ろし作業はご自身でお願いします。

※駐車場での事故などの責任は一切負えません。

清掃センターからのお知らせ

清掃センター（環境管理課） ☎ 33-5003

ゴールデンウィーク中（5月6日(月・祝)まで）の収集について

もえるごみの収集については、下記のとおりです。午前8時30分までに所定の集積場にごみを出してください。

もえるごみの収集日が月・木曜日の自治会

5月2日(木)

※5月3日(金・祝)、6日(月・祝)はごみの収集を行いません。ごみの持ち込みも受け付けていませんのでご注意ください。

住宅の耐震化・ブロック塀などの撤去の支援

まちづくり建設課都市計画係 ☎ 34-2085

5月13日(月)から受付開始

住宅の耐震化を促進するため、耐震診断や耐震改修工事の支援をしています。詳細は町ホームページをご確認ください。



町ホームページ
住宅の耐震化

1 木造住宅の無料耐震診断

対象となる住宅 下表参照

対象者 対象となる住宅の所有者など

支援内容 町が委託する耐震診断員を派遣して診断を実施します。

費用 無料

募集件数 20件(抽選)

2 住宅精密耐震診断費補助

対象となる住宅 下表参照

対象者 対象となる住宅の所有者など

補助金の額 耐震費の3分の2の額(1,000円未満は切り捨て)

※補助金の上限額は8万6,000円

募集件数 2件(抽選)

3 木造住宅の耐震改修工事費補助

対象となる住宅 下表参照

対象者 対象となる住宅の所有者など

補助金の額 耐震改修工事費の5分の4の額(1,000円未満は切り捨て)

※補助金の上限額は100万円

対象工事 耐震改修工事で、耐震診断結果が1.0未満と診断された住宅を1.0以上とする耐震改修工事、または0.7未満と診断された住宅を0.7以上とする耐震改修工事

募集件数 7件(抽選)

4 耐震シェルター設置工事補助

対象となるもの 下表参照

対象者 対象となる住宅の所有者など

補助金の額 工事費の2分の1の額(1,000円未満は切り捨て)

※補助金の上限額は20万円

対象工事 町が指定する耐震シェルターを設置する工事

募集件数 1件(抽選)

5 ブロック塀などの撤去費補助

対象工事 対象となる道路に面する、安全性が確認できないブロック塀などの撤去工事

補助金の額 ブロック塀などの撤去に要する経費(1mにつき1万円を上限)の2分の1の額(10万円が上限)

募集件数 4件(抽選)

申込方法

所定の申請用紙に必要事項を記入し、契約前に必要書類を添えてまちづくり建設課へ。申込多数の場合、昭和56年5月31日以前着工の住宅が優先。

抽選応募期間 5月13日(月)~28日(火)(土・日曜日、祝日を除く午前8時30分~午後5時15分)

※募集件数に達しない場合は抽選日以降12月13日(金)まで随時受け付けます。

抽選日時 5月29日(水)午前10時

場所 町役場201会議室

※抽選の場合はご連絡します。

工事などの完了期日

申し込み後、次の完了期日までに工事を終え書類手続きを完了するものとします。

完了期日 令和7年2月14日(金)

耐震化支援対象となる住宅の条件

支援制度	住宅の種類	建築年
1 木造住宅の無料耐震診断	町内にある一戸建て木造住宅(注1)(注2)	平成12年5月31日以前の着工
2 住宅精密耐震診断費補助	町内にある住宅(非木造住宅も対象)(注2)	建築年問わず
3 木造住宅の耐震改修工事費補助	町内にある木造住宅(注1)(注2)(注3)	平成12年5月31日以前の着工
4 耐震シェルター設置工事補助	町内にある木造住宅(注1)(注2)(注3)	平成12年5月31日以前の着工

注1 木造以外の構造が混在している住宅、平成12年6月1日以降に増築された住宅や特殊な工法の住宅などは、対象外になることがあります。

注2 店舗などの用途を兼ねる場合は、その部分が延べ床面積の2分の1未満のもの。

注3 町が実施する耐震診断、または、それと同等以上の効力を有する耐震診断で、診断結果が1.0未満の木造住宅に限ります。

基準年額
据え置き

介護保険料のお知らせ

長寿介護課介護保険係 ☎ 34-2101

65歳以上の人の介護保険料

65歳以上の人の介護保険料は、3年ごとに見直しを行います。また、低所得者の保険料上昇の抑制を図る観点から介護保険法施行令が改正され、10～13段階の保険料段階が新設され、1～3段階の保険料乗率が引き下げられました。

本町においても介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、保険料の段階を9段階から13段階へ変更します。

令和6～8年度の保険料の基準年額は令和5年度と同額の7万3,200円となります（右表）。

また、各区分の対象者の条件につきましては、町のホームページまたは長寿介護課へお問い合わせください。

介護保険は支えあいの制度です

介護保険は、皆さんが納める「介護保険料」と国・県・町が負担する「公費」を財源として運営されています。

令和6～8年度については、介護サービスに必要な費用のうち、公費負担分が約50%、40～64歳の人の負担分が27%、65歳以上の人の負担分が約23%となる見込みです。

65歳以上の人の介護保険料（年額）

区分	料率	保険料（第9期）
第1段階	0.455(0.285)	33,000円(20,800円)
第2段階	0.685(0.485)	50,100円(35,500円)
第3段階	0.69(0.685)	50,500円(50,100円)
第4段階	0.90	65,800円
第5段階	1.00	73,200円
第6段階	1.20	87,800円
第7段階	1.30	95,100円
第8段階	1.50	109,800円
第9段階	1.70	124,400円
第10段階 (新設)	1.90	139,000円
第11段階 (新設)	2.10	153,700円
第12段階 (新設)	2.30	168,300円
第13段階 (新設)	2.40	175,600円

※第1～3段階については公費により保険料が（ ）内の金額に軽減されます。

こんなときには届出が必要です

桜井年金事務所 ☎ 42-0033
町総合窓口課 ☎ 34-2087

国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入しなければなりません。

届出は加入するときだけでなく、被保険者種別が変わったときにも必要です。もし、届出をしなかった場合、年金額が少なくなったり受け取れなかったりする場合もありますので、必ず届出をしましょう。

国民年金の加入種別

●第1号被保険者…自営業の人やその配偶者、学生、フリーターなどの人が対象となり、第1号被保険者

国民年金第1号への加入届出はこんなときに必要です

届出が必要なとき	異動の内容	持参するもの
退職したとき (厚生年金保険加入者の場合)	第2号被保険者から第1号被保険者になります(第3号被保険者に該当する場合を除く)。	・退職日のわかる書類(離職票、退職証明書、資格喪失証明書など) ・年金手帳など基礎年金番号の確認ができるもの
配偶者に扶養されていたが、配偶者が厚生年金保険の資格を喪失したとき、配偶者の扶養から外れたとき	第3号被保険者から第1号被保険者になります。	・本人確認書類 ・マイナンバーの確認ができるもの

※本人確認書類は、写真つきの場合は1点(運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど)、写真なしの場合は2点(健康保険の被保険者証、年金手帳、医療受給者証など) ご注意ください。

※退職など同日で第2・3号の被保険者となる場合は、届出は不要です。

への加入や種別変更の手続きは、町総合窓口課または桜井年金事務所の窓口で行います。

- 第2号被保険者…会社員や公務員など、厚生年金保険に加入している人が対象になります。届出は、会社や官公庁など勤務先が行います。
- 第3号被保険者…国民年金の第2号被保険者に扶養されている配偶者が対象になります。届出は配偶者の勤務先を通じて行います。

健康長寿に大切な後期高齢者健康診査が6月から始まります

保険医療課福祉・高齢医療係 ☎ 34-2095 / ☎ 34-2096

健康診査は、後期高齢者の健康を保持・増進することを目的に、県後期高齢者医療広域連合の委託を受けて町が実施しています。



健診の目的は発症する前に異常に気づき、生活習慣を改善することで生活習慣病を防ぐことです。自分の健康のため、大切なあなたの家族のためにも、ぜひ定期的に受診してください。

※次のような人は、必ずしも健診を受けていただく必要はありません。かかりつけ医などにご相談ください。

- 病院または診療所に長期入院（6ヵ月以上継続して入院）している
- 事業主健診など、ほかで健康診査を受診する機会がある
- 施設に入所している（障害者支援施設、養護老人ホーム、介護保険施設など）

※令和6年4月～11月に75歳になる人は、誕生月の翌月末ごろに受診券を送付します。

※令和6年12月以降に75歳になる人は、令和7年度から後期高齢者健康診査の対象となります。国民健康保険またはほかの健康保険から、特定健診の案内が届いている人は、75歳の誕生日前日までに受診してください。

健診の概要

実施期間 6月～令和7年1月末日

検査内容

- 問診 ● 身体計測（身長、体重、BMI）
- 診察 ● 血圧測定 ● 血液検査（脂質、腎機能、肝機能、血糖、血清クレアチニン検査）
- 尿検査（尿糖、尿タンパク） ● 貧血検査
- 心電図検査

※眼底検査は医師の判断で追加されます。

費用 無料

第12回田原本町商工会青年部

どろんこバレーボール大会 ～今年の主役は小学生!! みんなあつまれ!!～

日時 7月15日（月・祝）

午前8時～

場所 中央体育館南側すぐの田んぼ

参加資格 小学生以上の男女で遊び心があり健康に自信がある人（1チームの選手登録は6～10人）

※中学生以下は1チームにつき4人まで

※小学3～6年生2人以上の参加登録チームには優先出場権あり

参加費 1チーム＝15,000円
（保険代・参加賞を含む）

試合形式 1試合6人制、ソフトバレーボール使用
※詳細は上記QRコードからご確認ください。

申込受付期間 5月23日（木）午前9時～31日（金）午後5時（応募多数の場合は抽選）

申込方法 上記QRコードから申し込んでください。

問 田原本町商工会青年部事務局（井上／☎32-2552）

★当日の運営ボランティアも募集しています！



こども食堂たわらもと

主催：日赤子ども食堂応援団

町内の子どもの居場所づくりを目的に「こども食堂たわらもと」を開催しています（参加無料）。



日時 6月22日（土）

正午～午後1時30分

場所 青垣生涯学習センター2階調理室

対象 幼稚園児と小学生（幼稚園児と田原本小学校区以外の児童は保護者の送迎が必要）

定員 約30人

問・申込 6月3日（月）までにNPO法人子育てすこやかサークル（☎35-3835）へ。詳細はQRコードを読み取ってください。

※メニューは未定です（アレルギーの対応はしません）。

5月5日「こどもの日」から1週間は「こどもまんなか 児童福祉週間」

〈令和6年度「こどもまんなか 児童福祉週間」標語〉

「すきなこと どんどんふやして おおきくなあれ」



5月5日の「こどもの日」から1週間は「こどもまんなか 児童福祉週間」と定め、子どもたちの健やかな育成について国民全体で考えることを目的としています。

子育てを1人で頑張るのはとても大変なことです。困った時にはパートナー・親戚・近所の人など周りの人の力を借ります。

保護者・子ども自身のSOSや子育ての相談は下記の連絡先に連絡ください。

周囲の人からの相談も受け付けます。心配している場合は迷わずに連絡ください。

相談先

町役場こども未来課

- 総合相談係（庁舎内） ☎ 33-9095
 - 子育て相談係（保健センター） ☎ 33-9035
- 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）
午前8時30分～午後5時15分

- 児童相談所全国共通ダイヤル ☎ 189 いちばやく
- * こどもへの虐待などの緊急の通告は休日・夜間にかかわらず24時間受け付けています。

～体罰によらない子育て、できていますか～

● 子どもの気持ちや考えに耳を傾けましょう

相手に自分の気持ちや考えを受け止めてもらえたという体験によって、子どもは気持ちが落ち着いたり、大切にされていると感じたりします。

● 「言うことを聞かない」にも理由はいろいろ

保護者の気を引きたい、子どもなりに考えがある、言われていることを子どもが理解できていない、体調が悪いなどさまざまです。

● 子どもの成長・発達の差を理解しよう

子どもの年齢や成長・発達の状況によって、できることとできないことがあります。成長・発達の差を理解し、それに応じたケアをしていきましょう。

● 身の回りの環境を整えてみましょう

子どもに触れられたくないものは見えないところや届かないところにしまうなど、環境を変えることでイライラすることが減ることもあります。

● 注意の方向を変えてみましょう

子どもはすぐに気持ちを切り替えるのが難しいこともあります。場面を切り替えること（家から出て散歩をするなど）で注意の方向を変えてみてもいいでしょう。

● 肯定文でわかりやすく

子どもに伝えるときは大声で怒鳴るよりも「ここでは歩いてね」など肯定文で、何をすべきかを具体的に、穏やかに、より近づいて、落ち着いた声で言うと伝わりやすくなります。

● 良いこと、できていることを具体的に褒めましょう

全国瞬時警報システム（Jアラート）全国一斉情報伝達試験

防災課安全防災係 ☎ 34-2059

全国瞬時警報システム（Jアラート）の動作確認を全国規模で行います。町では、同報系防災行政無線（屋外スピーカー）や災害電話サービスを用いて訓練を実施します。

* Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時に伝えるシステムです。

* 訓練内容や実施日時が変更・中止となる場合があります。

実施予定日時 5月22日(水)、8月28日(水)、11月20日(水)、令和7年2月12日(水)（それぞれ午前11時ごろ）

放送試験内容 町内46カ所の防災行政無線から、一斉に次のように放送されます。

- ① 上り4音チャイム
- ② 「これは、Jアラートのテストです」（3回繰り返し）
- ③ 「こちらは、田原本町です」
- ④ 下り4音チャイム